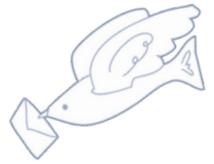


#05
2024
Nov.

あんしんぶん



「共同親権からあなたを守るプロジェクト」を始めます!



#DVモラハラレスキュー
共同親権からあなたを守るプロジェクト

共同親権導入を柱とする民法の改正が2026年に施行されることになりました。

施行前から、全国で不安に思っている離婚や別居の当事者の方や、相談支援関係者の方も多いのではないかと思います。

そこで共同親権ネットワークでは下記の2つの目標を柱にDVモラハラレスキュープロジェクトを始動します。

目標1 法改正の検証と政策提言

共同親権を含む民法改正が、現在のDVや虐待被害支援を委縮させていないか、民法改正内容や国会答弁等に反する司法判断や行政の対応が行われていないかを検証し、みなさまから寄せられた実態を公表・政策提言を行います。お困りの事例をぜひお寄せください。



情報提供はこちら

目標2 当事者サポート

親権や面会交流・養育費など、今後想定されるであろう質問について弁護士が回答したQ&Aを掲載しておりますのでぜひご覧ください。Q&Aは今後も充実させてまいります。

お困りごとがQ&Aで解決しない場合、各Q&Aページの一番下にある「相談受付フォーム」に記入して送信してください。お困りの内容に沿った解決事例をご紹介しますか、専門的な相談窓口や支援団体のご紹介などを行います。

質問例 夫のモラハラを受け続けて心身ともに限界がきており、子連れ別居をしてから離婚調停をしたいと考えています。身体的DVは無いのですが、共同親権施行後はそのことで調停が不利になりますか? ▶▶▶



Q&A、相談受付はこちら

「改正民法勉強会」の動画のご紹介

斉藤秀樹弁護士が、改正民法についてわかりやすく解説します。

「まずお伝えしたいこと」としては、単独親権・共同親権のどちらについても原則でも例外でもないということと、すでに離婚し単独親権になっている家庭が、いま子育てをしっかりとできていれば共同親権になる可能性はほぼないということです。また、親権の問題と養育費・面会交流は別の議論です。

各論では、「1 離婚時の共同親権」「2 共同親権の行使」「3 親子交流」「4 養育費先取特権・法廷養育費制度」「5 認知・養子縁組」「6 財産分与、情報開示命令など」について解説しています。

改正後どのようなことが想定されるかを知ることで、安心できることもあるかと思えます。50分ほどの動画ですが皆様ぜひご覧ください。

デマに惑わされないよう、正しい法律の理解を広めていきましょう。



解説者
斉藤 秀樹 弁護士

ご視聴は
こちらから▶



<まずお伝えしたいこと>

- 1 離婚時に単独親権だけでなく共同親権も可能
いずれが原則でも例外でもない
- 2 すでに離婚成立し、単独親権となっている家庭が、
共同親権に変更させられる → ほぼない
今の子育てをしっかりと継続することが大事
昔のDVの証拠 なくてもいい
さかのぼって共同になるのでもない

(スライドより抜粋)

ご支援をお願いします

活動資金をご支援いただけたら
とても助かります。

映画のクラウドファンディング
も引き続きどうぞよろしくお願
いいたします。

楽天銀行 コンガ支店
普通 3597978
クマガミタカシ

口座振込はこちら



クラファンは
こちら

#05

2024
Nov.

発行元：ちょっと待って共同親権ネットワーク

HP：<https://cm-network.info/>

SNS (X)：@chottomatte_net

SNS (facebook)：chottomatte.net